



盛夏の候、皆様益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

建設業法においては当事者間において対等な立場で契約締結するため、書面に必要事項を記載の上署名又は記名押印にて請負契約を結ぶことを義務付けています。(第十八条・第十九条)
今回の知っトクニュースでは請負契約書やその記載事項 15 項目について纏めていますので、是非最後までご確認いただければ幸いです。

○請負契約書について

建設業法上では建設工事に係る契約当事者（発注者⇄元請業者、元請業者⇄下請け業者）において、当事者の合意によって公正な契約を締結する必要があります。後日の紛争防止のため、建設業法では「一定の重要な事項」を書面に記載し、相互に交付することが義務付けられています。

契約については工事の着工前に書面により行うことが必要で、重要事項 15 項目を書面に記載の上、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

※災害時等でやむを得ない場合は着工後でも構いません。



建設業法上では、原則紙面による契約締結をすることとされていますが、電磁的措置を用いた契約の締結（電子契約）を行う場合、予め相手方の承諾を得る必要があります。

電磁的措置の種類（電子メールやクラウドサービス、CD等）
契約書の形式（PDF等）、電子署名等の形式 など } 書面や電子メール等で承諾を得る

電子契約については三点の技術的基準をクリアしている必要があります。

見読性…ディスプレイ等で速やかに表示が出来、出力等で書面にできること

原本性…契約事項について改変が無いかを確認できること（電子署名やタイムスタンプ等）

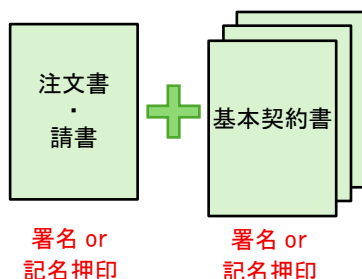
本人性…相手方が本人であると確認できること（電子証明書の添付等）

○注文書及び請書による契約締結について

前述のとおり、建設業の請負契約については「契約書に書面で記載し、署名又は記名押印をすること」とされていますが、要件を満たせば注文書・請書を用いた契約締結も可能です。

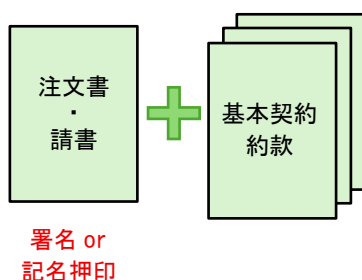
注文書・請書を用いた請負契約のパターン

①基本契約書を締結した上で注文書と請書を交わす場合



1. 注文書・請書には重要事項①～④を記載する。(次ページ参照) また、「それ以外の事項は基本契約書の定めによる」の記載があること。
2. 基本契約書に重要事項 15 項目を記載して署名又は記名押印をして相互に交付する。
3. 注文書・請書にそれぞれ署名又は記名押印する。

②基本契約約款を添付し注文書と請書を交わす場合



1. 注文書・請書のそれぞれに同内容の基本契約約款を添付する。
2. 注文書・請書には重要事項①～④を記載する。(次ページ参照) また、「それ以外の事項は基本契約約款の定めによる」の記載があること。
3. 基本契約約款には、注文書・請書に記載する①～④を除いた重要事項を記載する。
4. 注文書・請書、基本契約約款が複数枚に及ぶ場合は割印を押す。
5. 注文書・請書にそれぞれ署名又は記名押印する。

契約書に記載しなければならない重要事項 15 項目

【工事の内容に関する項目】

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日または時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部または一部の前払い金又は出来高部分に対する定めをするときは、その支払いの時期及び方法

① 工事内容に最低限明示すべき内容

工事名称、施工場所、設計図書(数量等を含む)、
工事の責任施工範囲、工事の全体工程、見積条件、
施工環境・施工制約に関する事項

【工事内容の変更に関する項目】

- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期もしくは工事の全部もしくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請け負う代金の変更額の算定方法に関する定め

【賠償金に関する項目】

- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

【注文者が提供する資材・機械等に関する事項】

- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

【工事完了後の確認・支払いに関する事項】

- ⑪ 注文者が工事の残部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法

【契約に不履行や紛争が発生した場合に関する事項】

- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき補償保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他責務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

○建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）に該当する場合

特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が使われている構造物で、『一定の規模』に該当する場合は建設リサイクル法の対象となります。
その場合①～⑮に加えて、下記 4 項目の記載が必要です。

- ⑯ 分別解体等の方法
- ⑰ 解体工事に要する費用
- ⑱ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ⑲ 再資源化等に要する費用

『一定の規模』に該当する工事

建築物の解体工事 … 床面積 80 m²以上
建築物の新築又は増築工事 … 床面積 500 m²以上
建築物の修繕・模様替え工事 … 請負代金 1 億円以上
建築物以外の工事(土木等) … 請負代金 500 万円以上

※今回記載している内容は現在（令和 7 年 12 月 12 日改正時）の内容となります。
法改正がある場合は都度確認が必要です。

国土交通省ホームページにて
標準請負契約約款が掲載されています。

弊所では請負契約書についてのご相談も
承っております。お気軽にお問合せ下さい。

行政書士 こうべ元町事務所
行政書士 光森 司

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 4 丁目 3 番 8 号
TEL : (078) 332-3911 FAX : (078) 332-3914
E-mail : kobe-m.office@x3.gmob.jp